

同時代史学会 News Letter

第31号 (2018年6月) ISSN 1347-7587

2017年度年次大会

「1968年」を測り直す

— 運動と社会の連関、その歴史的射程 —

会場：国立歴史民俗博物館

日時：2016年12月9日（土）～10日（日）

12月9日

14:30～16:30 国立歴史民俗博物館企画展示「1968年」—無数の問いの噴出の時代
展示見学

16:30～17:20 展示評・意見交換

17:30～19:30 懇親会

12月10日

10:00～10:30 総会

10:40～12:40 自由論題報告

鈴木裕貴 旧軍港都呉から見る「ヒロシマ」：1952-1960年の地方紙『中国日報』
を手がかりに

山本潤子 歴史認識としての「中国殉難烈士慰霊之碑」：花矢町長山本常松と遺
骨送還事業

船津かおり「袴田事件」における冤罪被害者への救援運動：1970年代後半～1980
年代を中心に

西原彰一 沖縄近現代史における〈なまえ〉について：「改姓」「改名」をめぐっ
て

安藤丈将 警察とニューレフトの「1968年」：運動のポリシングとその遺産
菊池信輝 日本型新自由主義と社会運動

<大会主旨>

「1968年」に象徴される「若者たちの反乱」については、近年、その国際的な共時性がますます注目されている。共時性の背景には、ベビー・ブーマーたちの存在、工業化の進展による労働現場での疎外、大衆消費社会の成立、大規模な人口移動によるコミュニティの変質といった（第二次世界大戦後の）「戦後」的要因があった。したがって、その範囲は日本を含むいわゆる西側先進諸国だけでなく、冷戦の壁を越えて東側にも、さらにはアジア・アフリカ・ラテンアメリカにも及んでいた（油井大三郎編『越境する1960年代』彩流社、2012年、西田慎・梅崎透編『グローバル・ヒストリーとしての「1968年」』ミネルヴァ書房、2015年、等）。

もちろん、そのような世界各地の運動は、ほとんどが「失敗」とされていることも共通している。だが「失敗」とはいえ、緑の党を生むに至ったドイツや、ベトナム戦争への徴兵を忌避したクリントン、非白人のオバマを大統領として輩出した米国など、欧米諸国では運動の積極的意義が制度的に定着したこともあり、「1968年」の歴史的位置づけをめぐるには豊富な研究蓄積がある。

これに対して日本では、一部の先鋭化した運動の自壊作用が強調され、若者たちの運動は否定的に評価される傾向が根強い。だが同時期には他方で、住民運動・市民運動と呼ばれる多様な運動が簇生し、地域社会に少なくない影響を与えてきた。このように分岐する諸現象について、その背後にある社会変動も含めた包括的な説明は、なお充分とは言えない。

社会運動を正面に据えた荒川章二氏による戦後史通史（『豊かさへの渴望』小学館、2009年）や、小熊英二氏の浩瀚な『1968』（新曜社、2009年）などが著された後も、1960年代後半の諸運動に関する学問的・実証的な検討は依然低調であり、目立った機運はない。また政権交代という明確な成果が得られず、自民党一党支配が継続したことにも規定されて、社会体制の変容と諸運動との連関をめぐる説得的な語りは生み出されていない。とりわけ日本では、当時の諸運動が大衆消費社会や組織資本主義の確立に対抗する文化的な質を（他地域と同様に）持っていたにもかかわらず、全体としては企業間競争と労働者間競争を基礎とする「企業社会」に収斂してしまったことの意味を考えなければならない。この点は、当時の運動が有する積極的な側面に着

目してきた欧米諸国の研究動向にも、近年、大きな変化が見られることとも関連する。

このような動向をふまえるならば、60年代後半の運動とその思潮が70年代以降の社会変動をどのように規定したのか。変動のなかで提起され、実現された／され損ねた課題を問い直す必要がある。この「実現」のなかには、運動主体の営みのみならず、「反乱」に対抗して生じた右派・保守の運動や、国家・企業の編成替えそのものも含めて考えねばならない。その際、当時の運動が志向した反国家主義や、労働市場における人種や性別の平等を求めた動きが、その後の世界を席卷する「新自由主義」といかなる関係を取り結んだのかを問うような、射程の長い視角も必要となる。“68年以後”を見据えて、あの運動をマクロな連関に位置づける試み、いわば「1968年」が有する歴史的射程の測り直しが求められているといえよう。

そこで本年度大会では、「1968年」にひとつの焦点を結ぶ多様な運動が、日本社会に与えた影響とその歴史的な位置づけについて、あらためて議論してみたい。

第一に、1968～69年の諸運動がその後の社会変容に与えた作用について、今日の視点に立った再検討を進めたい。安藤丈将氏は、著書『ニューレフト運動と市民社会：「六〇年代」の思想のゆくえ』（世界思想社、2013年）において、世界的な連関を有するニューレフト運動の本質を「生き方の見直し」と捉える。ではそのような運動は、70年代以降の日本社会にいかなる影響を及ぼしたのか。安藤氏には、国家の対応の変化、具体的には警察と運動との攻防を軸にして、運動から生まれた「遺産」についてご報告いただく。

第二に、今日、国際社会で依然として強力なイデオロギーたる新自由主義と、1968～69年の運動の関係を問うてみたい。菊池信輝氏は、著書『日本型新自由主義とは何か：占領期改革からアベノミクスまで』（岩波書店、2016年）において、日本の新自由主義の特徴を、革新陣営まで含めた反国家主義・反介入主義の広範な存在に求めている。菊池氏にはそのような視点から、ニューレフト運動を中心とする当時の社会運動と新自由主義との関係について、あらためて整理してもらうことで、問題提起をいただく。

無論、今回の主題であれば、関連する文化面での変容や地域ごとの差異、国際的な連関など、多様な論点がありうる。今回の大会は、さしあたりそのような広がりをもつ議論の出発点と位置づけたい。本年度の大会がそのような試みの始まりとなるよう、当日の活発な議論を期待したい。

<全体会報告要旨>

警察とニューレフトの「一九六八年」：運動のポリシングとその遺産

安藤丈将（武蔵大学）

近年、日本の「一九六八年」運動に関する実証的な研究が進展している。これらの研究の多くに共通する問題関心は、ニューレフト運動（全共闘、ベ平連、反戦青年委員会など）が、いったい何を残したのかということである。本稿は、警察のポリシング（取り締まり）に注目することで、この問題を考察した。運動と直接対峙し、その遺産に大きな影響を及ぼしたにもかかわらず、警察は、先行研究においてほとんど取り扱われてこなかった。私は、「一九六八年」に至るまでと「その後」の展開を追いながら、路上における非暴力直接行動をめぐる運動と警察との攻防を描き出すことを試みている。

一節 「六〇年安保」後のポリシング

「六〇年安保」においては、市民が国会を取り囲むなど、対決的な直接行動が展開された。警察は、公安条例と破壊活動防止法という、運動を取り締まる法令を利用することが可能であった。しかし、それらの法令の行使は、思想や集会の自由の違反という司法見解とそれを支える世論に制限されていた。司法見解と世論は、警察のポリシングのエスカレートに歯止めをかけており、それが、「六〇年安保」における国会包囲行動を可能にしていたのである。

「六〇年安保」後、その再現を避けたい警察は、取り締まりの強化に乗り出した。一九六〇年七月から翌年にかけて、最高裁や高裁で、公安条例が合憲であるという判決が出された。公安条例合憲化の中で、警察は、デモを厳しく規制した。まず、デモの申請の段階において、警察は事前規制を行ない、実際のデモの現場でもジグザグデモのように参加者が路上一面に広がるのを防いだ。とりわけ、国会前を通るデモの申請には、厳しい条件が付けられ、国会前は実質的にデモ禁止区域とされた。取り締まりの強化によって、デモ隊と警察との衝突が起こることがめずらしくなくなり、それは、人びとが路上のデモ行進に参加するのをより困難なものにした。こうして警察は、一九六〇年代前半における社会運動の街頭行動の取り締まりに成功し、「六〇年安保」の再現を阻んだのである。

二節 「一九六八年」の渦中で

しかし、「一九六八年」前後に、状況は一変する。ジグザグデモ、フランスデモ、渦巻きデモのような、対決的な直接行動が復活したのだ。転機になったのは、一九六七～六八年にかけて続いた学生と警察との衝突事件（特に羽田事件と佐世保事件）である。路上の政治の現場に即して言うならば、これらの出来事は、参加者が警察に管理

されたデモから解放され、路上をどう歩くかに関する自己決定を可能にした。対決的な直接行動は、路上における「疎外」からの解放という象徴的な意味を持っていたのである。

直接行動の復活を可能にしたのは、またしても、司法の判断である。一九六七年には、京都地裁と東京高裁で公安条例の合憲を揺るがす司法判断が下された。これらの司法判断は、再び警察によるデモ規制に歯止めをかける一因となった。次に、地域住民の支持である。王子米軍野戦病院反対闘争がそうであったように、一九六八年の初め頃までは、地域住民が路上における直接行動を支持するケースが見られた。路上におけるデモ隊の規制には、大量の警察官の動員を要する。だが、デモ隊の規模がその許容量を超えると、規制は困難になってしまう。さらに、地域住民の支持者が現われたら、デモ隊と見物人との境界はあいまいになり、もはや規制は不可能であり、路上の管理はより困難になった。

警察は、ニューレフト運動の対決的な直接行動を力技でねじ伏せるという取り締まりの方法をとった。第一に、武装強化である。警察は、一九六八年の前後に、防護衣とヘルメットをかぶり、ジェラルミン製の盾を持ち、警備車や放水車を用意して、対決的な直接行動に備えた。第二に、大量逮捕である。警察は、公安条例違反、道路交通法違反、公務執行妨害、凶器準備集合罪などの罪状で、アクティヴィストを大量に逮捕した。第三に、長期勾留である。アクティヴィストは、逮捕後、警察の執拗な取り調べを受け、留置所で粗末な扱いを受けた。長期勾留には、彼らを行動の現場から強制的に引き離し、モチベーションを低下させ、さらに、保釈金請求を通じて運動組織を財政難に陥らせるねらいがあった。

三節 警察活動のサービスワーク化と治安管理

警察の初期の対応は、一九六〇年代のやり方の踏襲である。しかし、これにはコスト（時間や人員）がかかり、しかも世論の反発のようなリスクもある。警察は、路上で人びとの反発を目の当たりにし、その活動の正統性の揺らぎを意識せざるを得なかった。こうした状況の中、警察幹部らは、従来之力技によるポリシングの手法を再考した。彼らは、一九七二年六月、『70年代の警察—激動と変化への対応』という報告書を公表した。報告書は、警察が、「国民」との関係を再構築することで、自らの活動の正統性を回復するよう提言していた。

『70年代の警察』の提言を受けて、警察改革が進められた。その中で、「国民」へのサービスの提供が警察活動の目的に含まれていく。警察は、立ち小便、犬の放し飼いといった日常的な問題を取り締まるようになり、電話相談室を設置して、人びとの日常生活上の悩みを聞くことも行なった。サービスワークとしての警察活動を実際に現

場で担ったのは、「外勤警察」と呼ばれる地域の警察官である。外勤警察は、刑事などの専務警察の仕事を下支えする補助的な役割に甘んじてきたが、『70年代の警察』は、「警察の顔であり、警察の主力である」という位置づけを外勤警察に与えた。

以上のように、警察がニューレフトの動員に脅威を感じ、その厳しい警備によって世論の反発を招き、自らの正統性の回復を課題にする中で、サービスワーク化が進められた。サービスワークとしての警察活動が、治安管理に密接に関わっていたことは強調されるべきだ。それは、一九七〇年代に「治安防犯」という言葉が警察内部で使用されたことに表われている。「治安防犯」とは、外勤警察のような地域を基盤にする防犯の担当者が、新左翼党派の学生の取り締まりのような治安活動にも取り組むことを指す。

サービス活動が治安管理と結びつけられる中で、警察は、サービスする「国民」とそれをしない人びとを区別した。後者（＝非「国民」）の典型がニューレフトのアクティヴィストであり、彼らには、サービスの代わりに治安管理のまなざしが向けられる。それでは、警察が彼らを差別することは、どう正当化されたのか。この正当化がなければ、非「国民」としての扱いは、当事者だけでなく、広く世論の不満を喚起することになり、それは結果として警察活動の正統性を揺るがしてしまう。

四節 新たな「国民」の敵の誕生

アクティヴィストが非「国民」として扱われることの正統化を可能にしたのは、警察のメディア戦略である。一九六〇年代に、警察は、メディアとの関係で問題が生じることがしばしばあった。それは、警察がメディア上で自分たちに不利な報道が出て、市民の反発を招くことを深刻に考えていなかったからである。

世論の批判を受けて、一九七〇年代に警察は、自分たちがどのように報道されるかに細心の注意を払うようになる。彼らは、メディアの記者に向けて、犯罪事件の詳細な情報を提供した。それは、警察が犯罪事件の報道のされ方を管理するためであった。警察のメディア戦略の変化は、一方に都市化と情報化という社会変動、他方に、安保闘争を中心とする社会運動の台頭があり、一九六〇年代に生じたこれらの現象への対応策であると考えられる。特にニューレフトとの関係で言えば、その変化が運動を不利な立場に追いやる表象の産出につながったことが重要である。

その表象は、「過激派」という呼称に表われている。その言葉が、国内の新左翼党派を指すようになったのは、一九六九年以降であり、その呼び方は、一九七〇年代になって頻出する。メディア上における「過激派」という表象には、次の三つの特徴を見て取れる。第一に、「過激派」は、その政治的な主張を通すためならばどんなことでも敢行する、自己中心的で残虐なイメージを含んでいた。第二に、「過激派」は、「市民」と

対立する存在である。第三に、警察の献身的な働きの強調である。これは、とりわけ、警察関係の犠牲者が追悼される際に際立つ。殉職警官は、「国民」を守るための犠牲者と記憶されたのである。

「国民」の敵である「過激派」と「国民」を守る警察という表象の生産は、必ずしも警察の意図通りに運んだものではない。それは、警察、メディア、アクティヴィストの相互作用の中から偶発的に生まれたものである。また、表象の生産を通して運動を孤立させるやり方は、物的、人的なコスト、世論の反発といったリスクを伴っていた従来の力技での取り締まりよりも効果的なポリシングであった。

おわりに

最後に、本稿の議論を整理してみよう。ポリシングという観点から見れば、「一九六八年」は、警察に危機感を抱かせる年であった。物量作戦でニューレフトを封じ込めたが、世論の反発を招き、警察は、自らの活動の正統性の揺らぎに直面した。警察は、正統性の回復を目指す中で、メディアの役割に注目した。警察活動のサービスワーク化も、警察のイメージ戦略に連動している。地域社会において警察への好意的な印象を生み出すための担い手として位置づけられたのが、外勤警官であった。戦前の特高警察の記憶もあり、警察に対する肯定的な印象の創出は、そんなに簡単ではなかった。そこで警察は、非市民を創出し、市民（「国民」）から切り分けた。彼らは、市民にはサービスを提供する一方、非市民には容赦なく取り締まりを行なった。その非市民の象徴とされたのが、「過激派」である。

運動と警察との攻防は、対決的な直接行動に対する批判的なまなざしを残した。一九九〇～九一年に実施された「世界価値観調査」の結果によれば、日本における合法的デモやボイコットのような「挑戦的な行動」に参加したことのある回答者の割合は、北西欧と北米の工業社会と比較すると、もっとも少ない。民主主義という観点から遺産を検討すると、直接行動に対する嫌悪は、資源を欠く人びとにも開かれた政治的表現の喪失を意味した。直接行動は、アクティヴィストが公式の意思決定過程から排除された問題を提起し、政治エリートに周縁化された声に届けることを可能にする。したがって、それに対する制約は、すべての人に開かれた民主主義の実現の妨げになった。これが、ニューレフトと警察との攻防から生まれた遺産である。

日本型新自由主義と社会運動

菊池信輝（都留文科大学）

はじめに

ベトナム戦争による米国の疲弊がブレトン・ウッズ体制を崩壊させ、さらに中東政策の動揺から石油ショックという世界共時的な危機が発生すると、第二次世界大戦後の高度成長体制が崩壊し、もともと 1930 年代の各国の介入主義国家化を批判して生まれた新自由主義が、福祉国家批判として「復活」することとなった。

日本においても新自由主義改革は、英国のサッチャリズムや米国のレーガノミクス同様、1970 年代の様々な議論や運動を経て 1980 年代初頭から実行された。

しかし、1980 年代の中曽根臨調・行革が、公企業の民営化や福祉削減政策としては英・米に先行した部分すら有していたにもかかわらず、英・米のように新保守主義の助けすら必要とせず実現したためか、バブル崩壊後、一転して日本は新自由主義改革に遅れた国だという自己規定がなされるに至ったのであった。

1990 年代以降、主として経済の低迷打開を理由として、常に新たな新自由主義の必要性が喧伝されると、新自由主義が掲げる機会の平等や規制緩和が「自民党利益政治からの脱却」、「国家からの自由」の実現という角度から、いわば近代主義的に肯定され、格差の拡大やリーマン・ショックという国際共時的な新自由主義の破綻にも関わらず、依然として新自由主義が一定の支持を集める結果となっている。

このように日本の新自由主義の流れを拙著『日本型新自由主義とは何か』岩波書店、2016 年) でまとめた。しかしながら、日本ではなぜかくも新自由主義が支持され続けてきたのか、その点の解明については、いわば「歴史意識の古層」たる、革新陣営まで含めた反国家主義・反介入主義の存在を指摘したものの、多くの批判を受けることとなった。

そこで本報告では、1970 年代における日本型新自由主義の形成過程を念頭に置き、そこに参画していく 1960 年代末の労働運動や企業・財界の労働者管理政策、そして企業社会に参入していく「1968 年」前後の学生運動を経験した労働者達に光を当て、日本型新自由主義を形成、進行させた社会的基盤というものを考えることとした。

1. 運動のインパクトとシンクタンクの将来構想

検討の第一として、フランスの新自由主義に「1968 年」の「五月危機」のリーダーたちが唱えた「芸術家的批判」(=自律性と創造性) が、思想的にも、そして彼らが 1970 年代以降の実際の政治過程にエリートとして君臨したことで大きな影響を与えたとするリュック・ポルトانسキー／エヴ・シャペロの研究(『資本主義の新たな精神 上、下』ナカニシヤ出版、2013 年(原著、2009 年))を念頭に置き、日本における学生運

動の担い手と新自由主義の関係を考察した。

具体的には、3ヵ年の検討の後、1978年に浩瀚たる報告書（総合研究開発機構編『辞典 日本の課題』学用書房、1978年）として世に出る総合研究開発機構（NIRA）の「21世紀への課題」プロジェクトと、そこに携わった日本の大手のシンクタンクの動向を検討した。検討にあたっては、報告者が以前勤務していた株式会社野村総合研究所のOBへのヒアリングも交えた。ヒアリングに応じてくださった各氏にはこの場を借りてお礼を申し上げたい。

さて、同報告書は、確かに国家による福祉が社会のダイナミズムを失わせると批判し、家庭や地域といった社会に押し戻す、いわゆる「日本型福祉社会」構想を打ち出すなど新自由主義的要素も持っていたが、他方で脱政党化や環境問題、疎外（働きがい・生きがいの喪失）といった当時の社会の大変動に起因する問題について、住民参加や企業の社会的責任の重視によって克服する道筋を示していた。

二宮厚美は各種の国民の不满を「参加」の中に押し込めて危機を乗り越えようとするものと同時代的に批判したが（『日本経済と危機管理』新日本出版社、1982年）、本報告ではむしろこの時代の日本のエリート達は、参加型社会を善意のもとに提言していたと整理した。

また、日本の第一次シンクタンクブームは、1965年の野村総合研究所の発足を皮切りに起こっており、その活動を「1968年」世代が主導したとは言えず、学生運動を経験した若者達は、その周辺部で、下請け調査などの形で携わっていたに過ぎないこと、日本のシンクタンクが新自由主義的な性格を強めるのは、1980年代半ば以降、バブル期の第二次シンクタンクブームであることも指摘した。

2. 財界の対応——日経連の「能力主義管理」

第二に、日本的経営、しかも1960年代から試みられた目標管理、QCサークル、ZD運動などの新しい雇用政策が若者達の要求を満たしたとする、石川晃弘の同時代的な指摘（『社会変動と労働者意識』日本労働協会、1975年）を念頭に、財界の労働政策の専管団体であった日本経営者団体連盟（日経連）の1960年代から70年代にかけての議論と運動を追った。これは企業社会形成と新自由主義の関係を検討するという意味合いも含んだものである。

1960年代前半、労働力不足と貿易自由化、資本自由化に備えた経営体質の改善のため、日経連はまず年功賃金制を止め、欧米型の職務給制度を導入することを提言した。しかし、労働者、労働組合だけでなく、経営者層からも慎重な声上がり、一次沙汰止みとなった。1960年代半ばになると、東芝等の大企業で年功制と能力主義の双方を組み合わせた労務管理制度が考案されると同時に、ブルーカラーとホワイトカラーの垣

根が取り払われ、日経連の機関誌上でもその試みが特集され注目を集めた。

こうした労働者管理は、各社がとりわけ苦しんでいた若年労働者の定着問題と密接に関わっており、年功制に飽き足らず、能力主義、成果主義を求めながら、一方で都会の孤独や労働疎外からの解放を求めるアンビバレントな要求に適う側面があったからであった。すなわち、将来性を示した能力主義に結びついた諸制度（管理職ないしは経営者への指向、独立への指向、専門職への指向、分掌、事務作業分解表、責任権限明細書）と、参画意識をもたせる、ZD運動、提案制度が、お見舞い、運動会、盆踊りといった社内イベントとともに各社で試みられ、若年労働者達に支持されていたのである。

こうした中、日経連は1966年、①技術革新（ブルー・カラー中心からホワイト・カラー中心へ）、②資本自由化のオン・スケジュール化、③若年労働力不足、④人件費の大幅上昇、といった理由から、改めて年功制から能力主義への転換を唱え、「能力主義管理研究会」を発足させた。

同時期は労働運動にも大きな変化が起きており、政治主義的な総評型労働運動が支持を失い、企業協動的で非政治的ながら、経済主義的な要求を掲げる大企業製造業中心のIMF・JCがスト無しで大幅賃上げを実現したのが1967年であった。

経営者達は、こうした動向も見据えていた。例えば富士製鉄との再合同を控えた八幡製鉄は、そのIMF・JCとの協調関係の根幹と目された同社の人事制度、「職務と能力に応じた職掌制度と職能給制度」を構築し、その成果を喧伝した。また、経営者達は職務給制度が企業横断型労働運動を促進することにつながることを恐れており、それもこうした動向の背景に存在していた。

この結果、1969年にベストセラーとなった、日経連の『能力主義管理』は、その看板とは裏腹に、年功制と能力主義賃金とどっちつかずの結論となったのであった。

また、1960年代から70年代にかけての日経連の動向を検討した結果、もう一つ、経営者や経営者団体が当初学生運動を軽視しており、それよりも古典的な共産党勢力の伸張との関連にのみ注意を払っていたという、やや的外れな動向も確認した。

日経連は「明治100年」や「憲法改正」をこの時期積極的に後押しするが、それはむしろ労働現場における若年労働者の掌握に自信が持てない中、予想もしない若者の反乱が起こったことに対する一時的な過剰反応だったとすることができるだろう。

3. 労働者意識の変貌——「1968年」の空気を吸った労働者達

第三に、そうした学生運動を主体的あるいは間接的に経験した若者達が、経営者達が若年労働力管理の試行錯誤の中で生み出した年功制と成果主義の混合形態である職能管理制度をどのように認識し、その中でどのように新自由主義を受容するような心性

を得ていったのかを検討した。

検討に当たっては、①1978年に行われた意識調査、『大卒勤労者の職業意識』財団法人日本青少年研究所、1979年3月（日本青少年研究所編『現代青少年問題調査資料集成 第2巻』日本青少年研究所、2010年所収）、②関西経営者協会日本産業訓練協会関西支部「青少年従業員の意識調査——管理、監督者はどれだけ部下の意識をつかんでいるか〜」1973年10月、③1972年の「世界青年意識調査」を用いた。

①の調査は、大学卒業後7年目の勤労者を対象として、彼らの大学生生活、職場生活、職場外生活、職業意識ならびに職業的志向に関して行ったものであり、ちょうど学生運動たけなわな頃を大学等で過ごしていたと考えられ、本報告にとって有益な情報をもたらした。同調査によると、彼らは「昇進試験」などの能力主義による昇進基準に疎外感を感じ、逆に「人柄」などの属人的な昇進基準に親近感を抱くとともに、トップには現場からの叩き上げが就任するべきだとする意識傾向を持っていた。いわば全人的な評価制度の方が疎外感を抱かずに済み、むしろ是認されていたのである。

また②調査は、厳格な能力主義人事には疑問を感じるものの、賃金決定において能力主義を基本的には受け入れていることを示していた。

③調査では、国際比較の中で日本の若者の社会生活への不満が88.5%と諸外国に比して非常に高く（フランスでも46.2%）、これは同時期の田中角栄政権がもたらした、「列島改造」構想によるインフレや、自民党長期政権の体質などが影響していたと考えられていた。

おわりに

日本の新自由主義の基盤とは何だったのか。本報告の検討の結果は、「1968年」のリーダー層ではなかったが、とはいえ同時代の空気を吸った一般の学生達が労働者となり、企業側が試行錯誤の結果生み出した能力主義と年功主義の混合形態の社会で自己実現の機会を得たであろうこと、そしてそうした心性がそもそも新自由主義と親和的だったがために（機会均等と反国家主義に基づく社会の優位制意識）、1970年代後半以降の新自由主義改革への支持を生んでいったのではないかというものとなった。

日本の新自由主義は、リーダー達のトップダウン型ではなく、社会的基盤が存在し、ボトムアップ型であったが故に、新保守主義やポピュリズムの助けを借りずとも進行し、さらに数次の破綻を経ても引き続き支持を集めるのでないだろうか。

無論、今回の検討も十分ではないし、しかもこうした結論づけは、1980年代や90年代の検討抜きには明らかにできないであろう。他日を期したい。

<全体会参加記>

森 啓輔（日本学術振興会（PD）／国際基督教大学）

年次大会での安藤・菊池各氏の報告へのコメントを以下記載する。筆者は、戦後沖縄の統治諸実践や、米軍ネットワークの沖縄とドイツでの地域的インパクト、および制度／非制度的な集合行為を含む具体的な政治・運動・文化過程を研究してきた。1960年代の研究者でもないし、また社会学の訓練を積んできたため歴史学の素養がない身としては心許ないが、頂いたこの貴重な機会ですら直感な感想を述べたい。

安藤報告は、1960年代のニューレフトによる集合行為とそれをポリシングするアクターとの相互行為の歴史化を、運動の「遺産」として提起した。その際に、ポリシングを単に自らの意図通りに物理的に他者の行動を拘束する、というような支配（Heerschaft=domination）の問題のみに還元するのではなく、現場での具体的な集合行為の空間に自らの身体を用いて参与した諸アクターや、またその参与を通して媒介されたメディア・テクノロジーによる表象とその大衆的受容を含めた、複合領域としてポリシング「化」を歴史化するべきだという視点であったと考える。これにより、運動のローカルな諸空間は、運動の〈物理-表象〉時空間としての多元的地平を見せはじめる。

その具体的闘争点としては、直接行動（direct actions）が参照された。「非暴力」直接行動は、運動が対峙するしばしば圧倒的に不均衡な権力関係を可視化し（運動 vs 独占的暴力）、敵対手の「暴力」を先鋭化させ、運動の目標を世論に訴えるための戦略として動員されてきたと言える。安藤報告は、マス・メディアや警察などの複合アクターが、運動を意味づけるフレーム（枠組み）をいかに自らの手中に収めようとしたのかについてや、警察が対立の中でもマス・メディアと制度的に連携しようとした点を示唆していて興味深かった。警察側から見れば、マス・メディアの報道機関としてのインセンティブを巧みに利用するほうがポリシングに効率的であり、ニュース報道以外のドラマなどの媒体へと、警察側のフレームが適用されていく過程の分析が、これからの研究課題として述べられた。この点の歴史化については今後も注目していきたい。

より抽象化するならば、運動行為の倫理的な「非暴力 a」のみでは運動の非暴力性が社会関係において十全に表象されえず、表象における「非暴力 b」も運動戦略における闘争点となるのである。ここで重要なのは、運動側の非暴力実践にもかかわらず、現場では物理的に密集した身体性による他者からの影響にそれぞれの人間身体が晒されており、意図通りにコトが進むわけではないことである。つまり非暴力／暴力という概念とその境界は、研究枠組みに所与として動員されるべきではなく、常に説明されるべき変動的プロセスなのである。

菊池報告は、「1968」の運動に対する国家政策の反応、財界の労働者対策、労働者の意識変革についての考察と、それらを統合した「日本型新自由主義」の評価をその内容とした。国家政策の「1968」への反応（シンクタンクの将来構想）は、運動の生起要因を若者の現状への「不満」として解釈し、彼ら／彼女らを複合的社会における各セクターに「参加」を促すことによって解消しようとするものだった。財界では運動に対する明確な敵体性が見られたが、「不満」の認識は同様であり、他方で運動とは独立した次元での年功制と職務別賃金を確定する論理が働いていた。さらに「1968」の中核にいて、その後企業に包摂されなかった活動家層とは区別される「同時代の空気を吸った」非活動家労働者層が、いかなる労働意識を持っていたかが考察された。

菊池報告で興味深いのは、一方で活動家たちは運動以後の人生を、大企業・中央官庁・シンクタンクなどの中枢部以外で送り、その後も活動していた可能性が高いと述べながら、他方で非活動家シンパ層は、企業側が提示した小集団型能力主義の受け皿として自ら吸収されていった可能性を示唆している点である。また方法論的にも、企業労働者を母集団とした社会調査から、基本的には個々人の相互行為アソシエーションである社会運動の周縁の参加者／心情的支持者の「その後」の考察が試みられている点で斬新である。このように多元的社会集団におけるコーホートの變動過程に運動研究を結びつける視座は、これからより探究されるべき領域として期待したい。

両氏の報告で共通していたのは、社会運動を複合的社会編成の一領域として捉え、それらの相互行為において社会運動を考察する点である。これがある意味、運動アクター主義的記述が中心的であり、周辺領域との相互行為への目配りが薄かった先行研究に対する批判として機能していると言えよう。

最後にこれからの射程として、少し壮大なことを述べたい。両氏とも、あえて今回のテーマに沿って報告したためであろうが、それでも述べたいのは、方法論的ナショナルリズムを研究の具体的実践に沿いつつどのように超えうるのかということである（もちろん、両氏の著作ではすでに国際的な観点からも分析がなされている）。確かに、国家や財界の決定力の強さやその諸力の領域確定的再生産と、これに重なるように近現代を通して徐々にインフラ化していった言語的領域の重層性が、社会運動の空間をナショナルに規定すると前提した上で研究を行うことが、これまでは最も影響力のある視座であったと考えるし、実際の運動もそのように規定することが可能だっただろう。だが、筆者の研究する沖縄本島北部東海岸の統治と運動実践および沖縄を結節点とした先行研究群をみた場合、世界的な軍事ネットワーク網はもとより、民政領域においても、アメリカ政府機関－日本政府機関－琉球政府機関の相互行為が存在し、運動においても当然ながら広範な越境的な相互行為ネットワークが形成されていたことが明らかになっている。

すでに存在する研究の枠組みをなぞるだけかもしれないが、例えば安藤報告を見た場合、GHQ/SCAP や戦前の帝国日本政府のポリシングをめぐる統治実践は経路依存を伴いながらいかにして戦後に接合されたのか、日米政府間のポリシングに関する情報交換はあったのか、運動内部の対ポリシング実践はどう伝播したのか、海外の抵抗サブ・カルチャーの浸透は運動行為者の実践とどう関わったのか、マス・メディアの世論形成テクノロジーは海外マス・メディアとの交流で新たな実践を発見したのか、などが問われうるだろう。

また菊池報告に関わっては、企業内統治実践を見た場合、いかなる知識と実践が開発・輸入・適用され、それが労働者の身体を規律化し、またそのパッケージが国内外に輸出されていったのか、が問われうる。また、シンクタンクにおける労働者の「参加」枠組みの水準での知識・実践の形成や輸出についても、トランスナショナルな視座が展開可能であろう。また労働者意識を規定することになる近代生活のインフラと様式の「輸入」による変化と、その様式を求めることで集約される労働者の欲望という点からも問うことができよう。また資本の「第三次循環」はどのように現在の国際政治における労使交渉や運動へのポリシングを規定しているのか、という点も展開可能であると思われる。

非常に触発された全体会であった。両氏に感謝を申し上げたい。

<自由論題報告要旨>

旧軍港都呉から見る「ヒロシマ」

—1952-1960年の地方紙『中国日報』を手がかりに—

鈴木裕貴（京都大学大学院人間・環境学研究科）

本発表の目的は、1950年代の広島県呉市において、被爆体験がいかに語られていたか、地方紙『中国日報』の原爆報道を手がかりに解明することである。

2005年に大和ミュージアムを開館させるほか、2016年には工廠跡地などの日本遺産登録を果たした呉市は、旧海軍が設置された歴史を、都市像の中心に位置づけてきた地域の一つである。現在でも海上自衛隊基地が設置されている呉市には、平和公園や平和記念資料館を整備していった広島市とは、対照的な姿を見てとることができるだろう。

同じ県内における、空間的な「分業」（米山リサ [小沢弘明ほか訳] 『広島 記憶のポリティクス』岩波書店、2005年、182頁）とも言えるこうした両市の差異は、一方で、戦後当初から見られたわけではなかった。実際、軍用地の無償譲渡を企図して1950年に制定した旧軍港市転換法（以下、軍転法）は、前年に成立した広島市の平和記念都市

建設法をモデルとしたものであり、「軍港」から「平和産業港湾都市」への転換を謳うものであった。またこの5年後、1955年には、広島市で原水爆禁止世界大会が開かれるのを前に、呉市でも原水禁運動呉推進連盟が発足し、市長を会長にする形で、署名運動や平和大会を主催するなどしていた。「分業」とは異なり、両市が同じように平和都市を志向する様子が、少なくとも1950年代の呉市内には見られていたのである。

では、それにもかかわらずこうした動きが後景化し、今日あるような「軍港」としての呉の姿が強調されるようになったのはなぜだったのか。本発表では、1950年代当時呉市内で発行されていた日刊紙『中国日報』（1961年から『呉日報』、1972年に休刊）を主要な史料としつつ、同紙が占領軍や自衛隊の基地配備をいかに受けとめていたか確認していく。またそのような中で、被爆体験がどのような意味づけを与えられていたかに注目し、広島市との「分業」が形成されるまでの過程を跡付けていく。

まず1952～53年にかけて見られたのは、そもそも原爆報道が低調な状態であった。講和条約発効に伴いプレスコードも解除されたこの時期、広島市の平和式典を報じるような記事は見られたものの、原爆被害に関する大々的な特集が組まれるような様子は見られなかった。むしろこの当時紙面で強調されていたのが、「占領」による被害であった。

1945年9月の米軍先遣隊派遣以降、中国地方の占領を管轄する基地としてあった呉市では、占領軍による市民への暴行事件が多発しており、52年までの間だけでも、90名以上の死亡者が出ていた。また、とりわけ重要なのは、こうした暴行事件が52年の講和発効後も続発していたということであった。その背景には、50年の朝鮮戦争勃発に伴い、一度撤退を決めていた占領軍が、国連軍と名を変え駐屯を継続させていたことがあった。軍用地の接收が継続されるとともに、市民への暴行事件も繰り返される中では、そうした「占領」による被害が、「原爆に優るとも劣らぬ」（「灰が峰」『中国日報』1953年5月29日、1面）切迫した問題として強調されていたのである。

だがもちろん、こうした中でも被爆に関する報道が皆無というわけではなかった。とりわけ1954年の第五福竜丸事件以降、原水爆禁止運動が全国的に盛り上がりを見せる中では、呉市『中国日報』もこうした動きを積極的に報じ、運動への関心を喚起する状況があった。55年には広島市で原水禁世界大会が開催されることになったが、同年には呉市内でも、市長を会長にする形で原水禁運動呉推進連盟が発足し、市内の商店街などで署名運動を実施するなどしていた。この連盟には、中国日報社社長の弘中柳三が常任理事に選任されることになったが、同連盟主催の平和大会には3000人以上の市民が集結しており、そうした中で『中国日報』も、「原爆被害者は呉市民の中にも相当多数あったことだし、原爆症患者も抱えていることであるから、もちろんよそごとではない」（「灰が峰」『中国日報』1954年8月6日、1面）として、運動への関心

を喚起していた。

では、原水禁運動のこうした盛り上がりの背景には一体何があったのか。一つには、この当時の原水禁運動が県民運動として進められていたことがあった。54年7月の県民運動連絡本部設置以降、広島県内の署名運動は、世界大会開催地の広島市に限らず、県内各地で展開されることになった。呉市内の署名運動も、まさにこうした県民運動の一環として進められていたのである。

だが同時に、運動が盛り上がりを見せた背景には、呉市特有の社会状況も関係していたことを見逃すべきではない。それが、再軍備の進展、より正確に言えば、54年7月の防衛庁設置と、それに伴う海上自衛隊呉総監部の設置という状況であった。とくに55年6月以降問題化した練習隊（現・教育隊）の設置をめぐる、その候補地（海兵団跡地）が、将来的に商工業地帯として計画されていたため、軍転法で謳われる「平和産業港湾都市」の理念を形骸化させるものとして波紋を呼んでいた。市当局としても、特別協議会を開き政財界の意向を聴取するほか、2000人以上が集まり市民討論会が開かれる状況があった。軍転法の理念に倣い産業立市を図るのか、それとも自衛隊の存在を容認し戦前同様の軍港へ戻るのか、まさにこうした転換点のさなかで迎えたのが、55年8月6日の原水禁世界大会だったのである。

こうした背景のもとで展開された原水禁運動には、それゆえ、県民運動とは異なる独自の意味が付与される面も見られていた。実際、『中国日報』はこの世界大会を前に、「呉市が、国連軍の基地であり、日本再軍備の一角でもあるとき、八・六世界平和広島大会には、市民ひとしおの関心を持たざるを得まい」（「灰が峰」『中国日報』1955年5月29日、1面）と伝えるほか、「国際平和都市を名乗る原爆広島市の専売ではなく、旧軍港都を平和港湾都市への転換をはかった呉市においてはさらに有意義なこと」（「世界平和運動と呉市」『中国日報』1955年5月29日、1面）として、原水禁運動への参加を促していた。

世界大会直後の記事では、広島市の大会には関心が向けられる一方で、呉市内の平和大会には「一行の報道もなかった」（「灰が峰」『中国日報』1955年8月9日、1面）ことが嘆かれてもいる。もとより世界大会当日には、呉市長が全国市長代表として挨拶を行うなどしており、「一行の報道もなかった」という記事には誇張も含まれているが、少なくともこうした声が呉推進連盟の一理事を抱える地方紙から見られること自体、それだけ呉市内の運動が、「県民運動」という視点からでは捉えきれない、自衛隊配備という独自の背景のもとで展開されていた側面を示していたと言えるだろう。

ただ、それは逆に言えば、自衛隊の配備が危ぶまれる中ではじめて、呉市内の原水禁運動は盛り上がりを見せていたということでもあった。事実、1950年代後半以降、自衛隊の配備が既成事実となっていく中で、原水禁運動に対する関心も下火となって

いく様子が見られた。56年の英連邦軍撤退、及び57年の米軍撤退以降、その跡地を接收していった自衛隊の存在は、呉市においてもはや否定できない存在感を有し始めており、自衛隊に対する反対の声や自衛隊への核配備に対し、明確な反対意見を主張することが難しい状況が見られていたのである。

推進連盟主催の平和大会参加者も、55年当時の3000人から59年の300人、60年の50人へと減少の一途をたどっていたが、そのような中では、『中国日報』においても、55年当時のように再軍備の問題と原水禁運動を結びつける主張は見られなくなっていた。60年代に入ると、推進連盟の活動自体終息していくことになり、紙面では、「かつては、東洋一の軍港、無敵連合艦隊の墓場といわれる呉港に記念建造物の一つはあってよい。港内の一角にコンクリートづくりの“大和”を再現して、ホテルや百貨店、水族館、体育館でも押しこめたらどうか」（『風語』『呉日報』1963年8月2日、1面）など、今日あるような「軍港」としての都市像が、肯定的にとらえられ始めていたのである。

ただ見逃すべきでないのは、こうした「軍港」としての都市像は、戦後一貫して肯定されていたわけではなかったということである。少なくとも本稿が扱ってきた1950年代においては、海上自衛隊基地が配備され呉が「軍港」へ逆戻りすることへの危機感が語られていたし、またそのような中でこそ、被爆に関する報道は高まりを見せていた。今日あるような「分業」とは異なり、むしろ広島市のような平和都市を目指す中で被爆体験が語られていた様子、それは、「軍港」としてのみ呉市をとらえてきた軍港都市研究や、広島市の戦後に注目して「被爆地」の戦後を描いてきた研究の、そのいずれにおいても見落とされてきた、「被爆地」としての呉の姿であった。

歴史認識としての「中国殉難烈士慰霊之碑」 —— 秋田県花矢町長山本常松と遺骨送還運動 ——

山本潤子（大阪大学大学院文学研究科）

はじめに

1963年11月24日、花岡事件（1945年6月30日）の現場となった秋田県花矢町（元花岡町、現大館市）に、同事件の犠牲者の慰霊を主な目的として、「中国殉難烈士慰霊之碑」が建立された。本稿の目的は、建立過程に検討を加える作業を通して、そこに関わった人びとにおけるアジア・太平洋戦争時の日本の加害行為をめぐる歴史認識のあり方を明らかにすることである。

その際、この碑の建立に尽力した花矢町長山本常松と、この碑の建立の前提となった中国人強制連行犠牲者の遺骨送還運動を対象に分析を進めたい。野ざらしになって

いた花岡事件の犠牲者を含む遺骨が地元の在日朝鮮人によって発見されたのは、1949年夏から秋にかけてのことである。それ以後、在日華僑、日中友好協会、仏教者などを主な担い手として、花岡事件の犠牲者を慰霊し遺骨を故国に送る運動が高揚する。この運動は、日中間の国交すらないなか、朝鮮戦争中も続けられ、休戦協定成立直前の1953年2月には「中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会」（以下、慰霊実委）が結成され、同年7月2日には第1次遺骨送還が実現している。この遺骨送還は、1964年11月の第9次まで続くが、遺骨の発見から慰霊碑建立まで、地元自治体（花岡町、1955年3月からは花矢町）の長としてその過程に伴走したのが、町長山本常松（1893年11月～1973年6月）であった。遺骨再発見（1960年4月）をきっかけに、1950年7月から個人の資格で慰霊祭を続けてきた山本によって慰霊碑建立が構想され、町議会の議決を経て建立された。この碑は、慰霊実委、山本、さらには加害企業である鹿島建設、戦後花岡鉱山を引き継いだ同和鉱業、そして厚生省など、さまざまな主体が日本の戦争責任との向き合い方をめぐってせめぎあうなかで建立された。

1 慰霊碑建立をめぐるさまざまな立場

本稿が対象とする遺骨送還運動の歴史的背景をなす中国人強制連行は、アジア・太平洋戦争中の1942年11月、閣議決定された「華人労務者内地移入に関する件」により実施された。1944年3月から約4万人が日本国内の鉱山、土木建築、港湾荷役業などの135事業場に連行され、過酷な労働、虐待、食糧不足により約7千人が死亡した。

慰霊実委は、真宗大谷派僧侶の大谷瑩潤を委員長とし、日本赤十字社、日本平和連絡会、日中友好協会、日本労働組合総評議会、日本仏教連合会、東京華僑総会など多数の民間団体で結成された。その前年、日本は単独講和を選び、国際社会に復帰した。そのことは、冷戦構造を前提とした日本の外交方針に反映され、日本の対中戦争責任を問う慰霊実委との間には、政治的対立が生じた。さらに言えば、遺骨送還運動を一貫して責任を問う運動として成立せしめた、慰霊実委に合流した二つの社会運動の歴史的文脈が重要である。第一は、在日華僑の民主団体「華僑民主促進会」（民促）である。民促は、在日朝鮮人から遺骨発見の知らせを受け、機関誌『華僑民報』で花岡事件を初めて公にした。第二は、在日華僑との連携を重視し、遺骨送還を日中間の戦後処理の一環とした日中友好運動である。1950年4月8日、同協会（準）は「花岡事件に関する声明書」を花岡町長山本に提出した。また、機関誌『日本と中国』第一号（同年2月2日）で花岡事件の真相究明と遺骨送還を訴えた。

2 遺骨発見から遺骨送還運動、慰霊碑建立へ

遺骨送還運動と慰霊碑建立の経過を検討するさいに、山本を中心に、在日華僑、慰

霊実委、厚生省援護局（以下援護局）、企業、地元住民といったさまざまな主体が、遺骨をはさんでかたちづくった共同性を視座とし、二つの時期を対象に分析を進めたい。本章で対象とする第一の時期は、遺骨発見に続く遺骨送還運動がひとつの区切りを迎えるとともに、中国在留日本人の集団引揚も終わった 1950 年代とする。戦後初の公選選挙で花岡町長になった山本が遺骨と接点を持つのは、遺骨改葬の許認可権を持つ当局責任者としてだった。1950 年 7 月、山本は個人の資格で施主となり慰霊祭を実施した。1953 年 7 月 2 日には、第一次送還船が鹿島花岡の遺骨 407 柱を含む計 551 柱を届けた。この時期、地元では中国大陸に残る人びとが置かれた境遇に対する共感を媒介しつつ、労働運動の高揚のなかで、中国人遺骨との共同性がかたちづくられようとしていた。この点において、花岡町長山本は「中華死没者慰霊祭案内状」のなかで、日本人帰国に尽力した中国側の厚意に対する応答として遺骨送還を位置づけ、住民に参列を呼びかけようとした。山本は、人びとが同意可能な「人類愛の結束」を媒介とし、結節点としての慰霊祭とした。第二の時期は、4 章で対象とする遺骨再発見から慰霊碑が建立された 1960 年代前半とする。

3 山本常松と歴史意識

慰霊碑建立を決断した山本の歴史意識をかたちづくった経験と概念について、地元紙『北鹿新聞』の自叙伝「一言一語 山本常松」（1968 年 4 月 21 日～最終回不明）などを参照しながら検討してみたい。山本は、1925（大正 14）年に花岡村議に当選。以後花岡町議を経て戦後、同町長二期、花矢町長三期をつとめた。このほかに、全国鉱山所在市町村協議会会長などの要職も歴任している。第一は「教育」である。第一回で自身を「貧農の子」と規定。似た境遇の若者の教育機会を設けようと県内初の鉱業科がある県立花岡工業高校を設立した。第二は「経済更生」だ。農村経済更生運動の記述でも「教育」が登場、住民教育、月毎の常会により人びとの自発性の喚起を図った。こうして山本は、人びとのエネルギーを社会政策的な方向に転換させた更生運動への関与を通じて社会と対峙する一方、異なる方向性の社会との対峙も経験した。1919（大正 8）年、支山の花岡を含む小坂鉱山で約 4 千人が参加した全山ストとの遭遇だ。労働運動や共産主義に関心をもつが、政治家として理想と現実の調整を図ることに徹する。山本は、当時の農村青年の多くが抱いた政治への関心から町村議になり、農会副会長を経て更生運動嘱託となった。町長選立候補も「友子の仲間と呼ばれた」とし、その政治は人びとの運動に支えられつつ、現場責任者への任命を通して、地域指導者として成長を遂げた。

4 慰霊碑建立の交渉過程

遺骨再発見の前後、山本は地元の慰霊行為の質的転換をもたらす画期を経験し、方向性を模索していた。その画期とは、1957年12月の中国紅十字会代表団（李徳全団長）の花矢町訪問である。歓迎式典会場となった花岡鉦山の娯楽施設「共楽館」は、蜂起した中国人が拷問された場でもあった。李の挨拶に応えた山本は、中国側の引揚問題への尽力に「人類愛」という普遍的な動機づけをした。政治が介入する機先を予め制して住民の警戒心を解き、地元における日中交流の回路をつないだ。

その後の1960年4月10日、同和鉦業花岡鉦業所が発注した滝ノ沢鉦滓ダムの工事中、完全な一体を含む二体の遺骨が発見された。慰霊実委を中心とする調査団は、1961年9月15日に同和鉦業と花矢町長へ覚書を手交、①再発掘、②現場の保存標示などを申し入れた。19日には援護局事務官が出張、調査に対し町当局は「中国人といえば花岡と言われるので記念となる施設を」との意向を明かす。この意向の淵源には、日中友好協会（準）による花岡町長宛の声明書（1950年）があった。以後の交渉過程の概略を述べれば、鹿島側は、戦犯裁判で関係者が処罰され解決済みを繰り返した。一方、同和鉦業側は、日中関係を理由に協力的な姿勢を示す。他方、援護局側は、慰霊に沿う線では地元側の主体性を許容しながらも、政治問題化への発展は回避すべく介入を図った。慰霊実委との交渉に際しては、4者（援護局、鹿島建設、同和鉦業、町長）で調整し、町長が現場自治体の責任者として慰霊実委の意見を中立的な立場で受け止めた。交渉は二度越年し、1963年を迎える。山本が示した碑銘は「中国殉難烈士慰霊之碑」となり、建立主体には鹿島建設、同和鉦業と町が連ねた。

おわりに

中国紅十字会代表団も墓参した供養塔は、信正寺裏に目立たぬように立っていた。大陸の来訪者を得た山本は、改めて供養塔を再検討し、将来の来訪者を予見しながら慰霊碑を構想した。慰霊実委による建碑の理念は、「日中不再戦友好碑」（1966年5月）に継承され、建立委に山本も名を連ねた。こうした経過を踏まえるならば、山本は、援護局や同和鉦業との関係では現実的な政治判断を優先させる一方、中国人強制連行の記憶を公的空間に位置づけるに際しては、異なる方向性の政治判断を下した。その判断を支えたのは、鉦山労働や更生運動の現場で出会った、社会的障壁により表出の機会を削がれた、人びとの自発性への着目であるといえる。その後、大館市と合併時（1967年末）には慰霊祭継続を条件とした。式は、1985年から市主催となり、1990年以後は生存者遺族が参列する。碑の「殉難烈士」にはさまざまな人びととの共同性を引き受けた山本なりの応答が込められている。碑建立の歴史は、花岡事件における住民総がかりの鎮圧の歴史を忘却する目的で参照すべき「もうひとつの花岡」ではない。人び

とによる日中交流の痕跡であり、他者との共同性のなかで更新される水路である。

【主要参考文献】

- ・強制連行中国人殉難労働者慰霊碑資料集編集委員会編『強制連行中国人殉難労働者慰霊碑資料集』日本僑報社、2016年
- ・杉原達『中国人強制連行』岩波新書、2002年
- ・花岡の地日中不再戦友好碑をまもる会『花岡事件五十周年記念誌』、1995年
- ・同『花岡事件六〇周年記念誌』、2005年

「袴田事件」における冤罪被害者への救援運動 — 1970年代後半～1980年代を中心に —

船津かおり（立教大学共生社会研究センター）

はじめに

本報告は、静岡県で発生した冤罪事件「袴田事件」¹を事例に、国家権力によって無実の罪で裁かれている人を救うという極めて困難な目的のために行動を起こす人の、その多様な人権擁護の営みを歴史に位置づけることを目的としたものである。それを明らかにするための一つめの課題は、1970年代後半に新左翼運動の活動家が行った「袴田事件」救援運動²と、1980年代に複数発足した「袴田巖さんを救う」ことを目的とした救援運動の関係性に注目してその変化を探ること、課題の二つめは、先行研究³で指摘された「〇〇さんを救う会」という日本でよく見られる支援団体のあり方に注目し、「袴田事件」の救援運動において、その形態の団体がどのようにして生まれどのような取り組みを行ったかの解明を通して、救援運動を担った人の運動参加の原動力が何かを探ることである。

¹ 1966年6月30日に静岡県清水市（現・静岡市清水区）で発生した“味噌会社専務一家強盗殺害放火事件”と、元プロボクサーの袴田巖が無実を訴えて再審を求めている事件の2つを指すが、本報告では無実の袴田巖の冤罪を晴らすための救援運動を対象とした。なお、冤罪事件名には発生場所の地名が入っていることが多いが、「袴田事件」の場合は起訴され有罪となった袴田巖の名からとられた名称が、現在広く使用されるようになっていく。本報告で論じた、事件現地・清水で生まれた「袴田事件」救援運動団体も、この事件を「清水市横砂こがねみそ事件」と呼んでいたことを考えれば「袴田事件」という呼称には一考の余地があるものの、本報告では一般に広く浸透している「袴田事件」という呼称を使用した。

² 「救援」とは、国家権力から弾圧された人を救うための様々な活動のことを指す。具体的には、デモなどの際の現場医療活動、勾留者に対する差し入れ活動・弁護活動、裁判支援活動、獄中支援活動、再審請求支援活動などが挙げられる。

³ Patricia G. STEINHOFF. Doing the Defendant's Laundry: Support Groups as Social Movement Organizations in Contemporary Japan. *Japanstudien, Jahrbuch des Deutschen Instituts für Japanstudien* 11, 1999, p58.

1章 二つの異なる運動——「袴田事件」救援運動をとりまく1970年代後半頃の人権擁護運動

1970年代後半の「袴田事件」救援運動を担ったのは、複数の冤罪事件の救援活動を行った民権人権確立委員会という新左翼運動の活動家が立ち上げた団体で、『ラジコン通信』というミニコミを通じて冤罪事件の周知を行った。さらに同委員会は東京において集会を開き、「思想」に関係なく冤罪被害者の民権・人権を守ることを目的とした運動に共鳴した人たちが集い得る場を作り出した。同委員会の取り組みは、ジャーナリストの高杉晋吾がのちに「袴田事件」救援運動に深く関わるきっかけをつくり、高杉は1980年代の運動への橋渡しという役割を果たしていくこととなる。

民権人権確立委員会の活動とほぼ同時期の静岡県では、同県で発生した冤罪事件「島田事件」の救援運動が盛んに行われており、その運動をさらに広めようと1980年に「人権と再審を考える静岡集会」（以下、県民集会）が開催された。「民権・人権」という抽象的な結びつきによって異なる事件も広く扱う運動を行っていた東京での民権人権確立委員会による活動とは異なり、静岡は「島田事件」以外の冤罪事件も存在してはいたものの、事件ごとの課題に集中していた時期であったといえよう。

2章 「袴田巖さんを救う」救援運動団体の発足とその活動——1980年代の「袴田事件」救援運動

民権人権確立委員会の、ミニコミ・集会による冤罪事件の周知をきっかけに、高杉晋吾は「袴田事件」に深く関わるようになった。高杉は調査の結果、元ボクサーである袴田巖への偏見・差別のまなざしが捜査・逮捕・「自白」の過程で袴田を社会的に葬っていた実態を探り出し、それを雑誌『現代の眼』に発表した。高杉はボクシング関係者を訪問して支援を呼びかけ、1980年11月19日に最高裁で死刑判決が確定した同日に、東京で「無実のプロボクサー袴田巖を救う会」（以下、東京救う会）が発足した。

ボクサーへの差別に着目して「袴田事件」救援運動の新しい局面を切り開いた東京救う会の発足に続き、1982年に事件現地・清水で発足したのが「清水市横砂こがねみそ事件袴田巖救援会」（以下、清水救援会）である。発足の契機は、東京救う会による「袴田事件」救援運動の盛り上がり、高杉と「島田事件」救援活動家とのつながりを生かして清水で開かれた「袴田事件」に関する集会であった。清水救援会の事務局は社会党関係者、労働運動家、「島田事件」救援運動家などの、現地の社会運動の担い手に支えられた運動体であった。

「袴田事件」救援運動にとって事件現地の清水と同じくらい重要な意味をもつのが、袴田巖の出身地、浜松・浜北地域である。東京救う会や清水救援会との交流、歌を用い

たキャンペーン活動、浜松・浜北地域での集会開催や街頭活動などを通して運動が蓄積していき、袴田巖の小学校時代の同級生が運動に積極的に関わり始めたこともきっかけとなり、1986年に「浜松・浜北 無実の死刑囚袴田巖さんを救う会」（以下、浜松・浜北救う会）が発足した。袴田巖の逮捕当時、新聞には袴田が犯人であると言わんばかりの記事があふれ、家族は息をひそめて暮らしていた。事件発生から20年後に浜松・浜北救う会が発足したことから、この頃になりようやく袴田巖の故郷で運動団体が発足するほどにまで、運動が盛りあがってきたことが指摘できる。

1980年の東京救う会発足を皮切りに複数発足した「袴田巖さんを救う」ことを目的とした救援運動団体は、1970年代後半の民権人権確立委員会の運動とは異なる、多様な活動を行った。東京救う会では、研究者の監修のもと「袴田事件」が冤罪事件であることを具体的に証明するための実験を行うなど、再審請求に向けて積極的な新証拠発掘が試みられ、さらに集会では「袴田事件」の冤罪性をわかりやすく伝えて理解を広める努力もなされた。清水救援会が1983年に開催した「17回忌清水横砂こがねみそ事件を考える清水市民集会」で強盗殺人放火事件の被害者を追悼していることから、同救援会が事件現地で活動する意味を真剣に捉えていたことが伝わる。さらに、勉強会および調査活動などの地道な活動の蓄積も、冤罪への確信を強めるにあたって重要な役割を果たした。

静岡県では、1980年から県民集会が毎年開催されるようになった。前述のように、はじめは「島田事件」の救援運動を中心とした内容だったが、1983年の第4回から「丸正事件」救援会と「袴田事件」の清水救援会が共催団体に加わり、静岡県における冤罪事件救援運動団体同士の合同の集会が実現した。県民集会を成功させるために日々の活動でも地道な打合せ活動が行われており、冤罪として判明している事件が多いことで知られる静岡県のなかでもとくに「島田事件」「丸正事件」「袴田事件」は、各救援会同士の具体的交流があった。

浜松・浜北救う会の発足と同時期にスタートした会報『袴田通信——無実の死刑囚とその支援の叫び』は、第2号から「袴田通信編集委員会」の発行となり、「袴田巖さんを救う」ための3救援会の共同の通信（全国版）が生まれることとなる。これは、個々の特色を共有しつつ同じ目的を持つ者同士、連帯し合うための努力が実を結んだ結果だといえよう。

おわりに

社会運動が退潮した1970年代に、民権人権確立委員会は複数の冤罪事件の周知をはかり、異なる立場の人も冤罪事件の救援という同じ目的を通して共闘できる場を作り上げていった。この場に参加したことで冤罪事件の救援運動に関わる人々が反差別

の共闘を作り出す必要を認識した高杉晋吾は、「袴田事件」救援運動に深く関わっていくこととなり、1970年代後半と1980年代の運動の橋渡し役となった。1980年に死刑が確定したことで「袴田事件」救援運動はさらに切迫した状況を迎えるが、「袴田巖さんを救う」と課題を限定することで多様な人びとによって担われることを可能にし、歌を用いたキャンペーン活動や新証拠発掘のための調査活動・勉強会など、より事件の核心に迫っていく運動を生み出していった。

冤罪事件の救援運動に参加する人の、運動参加にあたっての原動力は何かを明らかにするうえで報告者が注目したのは、東京救う会の高杉が「最初の袴田を救えという炎は袴田と人々が面会するという所から出発して行った」⁴と述べていたり、清水救援会の代表・今村高五郎が「無実の身で死刑囚として（略）牢獄に繋がれ、しかも明日、その刑が執行されるかも知れない（略）袴田さんの心情を想うと、我々は公憤を感じざるを得ない」⁵と述べていることである。支援を持続させるためのエネルギーは、「自白調書」や判決文をよく読み勉強し、「袴田事件」が冤罪事件であるという確信を得るなかで生まれると高杉は言っているが、そもそも袴田巖に面会することから出発した「最初の袴田を救えという炎」や袴田の心情を思い感じた「公憤」が人々の心に宿らなければ、冤罪を確信するところまでたどりつくことはできなかったのではないだろうか。

東京、清水、浜松・浜北で生まれた救援運動団体の発足の要因には、既にそれぞれの地域で活動していた社会運動の担い手の存在とともに、運動団体同士の関わりあいの重要性が指摘できる。袴田巖に出会ったことで国家権力による人権侵害を許せないと思い生まれた「最初の炎」が、思想・信条を越えた「袴田巖さんを救う」という一点で人々が結びつくことを可能にしたといえよう。

⁴ 高杉晋吾「袴田救援の今までとこれから 勝利の確信はどこにあるか 袴田無実の確信は燃え広がる」、東京救う会『袴田通信』11号、1983年3月5日、1頁

⁵ 今村高五郎「袴田巖救援会 発足にあたり」、清水救援会『「こがねみそ事件」袴田巖さん救援会ニュース（仮称）』1号、1982年4月2日、1頁

沖縄近現代史における〈なまえ〉について

—「改姓」「改名」をめぐる—

西原彰一（総合研究大学院大学文化科学研究科）

本発表は、人の〈なまえ〉を社会制度として捉え、そのあり様を視点として歴史を捉えることを試みるものである。—具体的には、近現代沖縄¹において行われた〈なまえ〉の改変、いわゆる「改姓」「改名」を、沖縄近現代史の文脈において捉えることの可能性をさぐるものである。

1800年代後半の琉球国では、人の〈なまえ〉は琉球国の社会体制そのものと密接に関連した存在であった。士（良人、ユカッチュ）²は、成人男子の場合、家名+位階³によるもの、姓（ウジ、中国姓）+諱（中国名）によるものの二通りの〈なまえ〉をもつが、それらは王府に登録され、自身の王府内の立ち位置を表示する指標であった。百姓（ヒャクショー）⁴の場合でも、位階を授かっている場合は少なくなく、それを〈なまえ〉表示に用いることは一般的であった。しかし、こうした琉球国の〈なまえ〉は、1879年の琉球処分／琉球併合の翌年1880（明治13）年に行われた「戸籍編成」によって大きな改変を求められる。位階や姓（ウジ）の使用は禁じられ、〈なまえ〉は戸主を筆頭とする「家」を単位とする「戸籍」によって管理される存在へと改編される。

しかし、こうした〈なまえ〉の改編は、この戸籍編成以降も継続的に続く。いわゆる初期県政期（旧慣温存期）を経て日清戦争前後ごろには、同姓同名対策としての「改名」が行われてゆく。琉球国における〈なまえ〉は、いわゆる閉鎖的名前体系の典型的ともいべき存在⁵であり、個別識別機能が低く、同姓同名者が多く存在する。そのため複数の異なる〈なまえ〉システムを重層的に併用することで、個の識別をはかってきたのだが、「戸籍編成」はそうしたシステムを根こそぎ改編してしまう。そのため、発生した多数の同姓同名者を識別するための「改名」が進められる⁶。徴税、徴兵、契約等のためにはこの特定は不可欠の作業であったのである。

またこの時期には、姓の「読み」についても改変が進む。たとえば、よく知られる沖縄の姓の一つ、金城（kinjou）は1880年以前はkanagushikuと読まれたが、「国語」

¹ 沖縄史における近現代の起点を何処に置くかについては議論の余地があるが、ここでは便宜的に1872年～1879年にかけての琉球処分／琉球併合以降を近現代とした。

² 「サムレー」と称されることもあって、幕藩体制における「士族」と混同されることが多いが、その性格はかなり異なる。武人階級ではなく、中国における「士大夫」、朝鮮における「兩班」的性格をもった存在。

³ 琉球王府での宮中席次。

⁴ 「百姓」も「農民」ではなく一般大衆をさすものである。

⁵ 上野和男「沖縄の名前と社会——閉鎖的名前体系の一事例として」（『琉球・アジアの民俗と歴史 国立歴史民俗博物館比嘉政夫教授退官記念論集』2002（平成14）年、榕樹書林）。

⁶ 「改姓」は明治政府の進める〈なまえ〉政策においては非常にハードルの高い存在であった。

教育の普及と呼応するように、kanagusuku へ、kinjou、kaneshiro へと読み替えられてゆく⁷。さらには 1930 年代半ばには、在京在阪の沖縄出身者による「改姓改名運動」がおこる。これは、在ヤマト（日本）沖縄出身者主導による、琉球／沖縄差別への身構え、難読姓の改姓による利便性の追求などを目的とした、ヤマト風の姓や名への改姓、改名を促進する運動であった。この「改姓改名運動」は、これまで、戦時体制の強化とともに進んだ沖縄に対する文化的統合化、皇民化政策という文脈においてとらえられることが少なくなかった。しかし、その実相を見るかぎり、必ずしも積極的な行政のバックアップは見られず、むしろ改姓についての厳しい規制に対して行政の配慮を求める民間運動としての性格が強かったことが伺える。

「改名」はどうであったか。先に述べた明治 30 年代以降の男子の「改名」とは別に、明治 40 年代以降、那覇の女学生の間で「改名」が広がる。これはナヴィ、カマドゥ、ミダクといった伝統的童名の芳子、美枝子、晴子等のヤマト風の名への改名である。この時期は風俗改良運動としての女子教育が注目された時期でもあり、女子をめぐる様々な事象についての「近代」化＝脱「沖縄」化＝ヤマト化が見られた時代でもあり、そうした流れの中での女学生の間での「改名」は興味深い。また、女子の改名は、ややおくれて大衆化する。大正年間に入って急増したヤマトへの出稼は、それまで個人的な体験であった琉球／沖縄差別を一気に大衆化する。そこに現れたのが出稼女工の改名である。ここでも伝統的な童名のヤマト名への改名が行われる。ここで見られる改名は、差別への身構えという性格を強く持ったものではあった。だが、急激に流入するヤマト文化＝近代文化との接触のなかで、女学生の場合と同様の「近代」への希求が芽生えたことも否めないだろう。この時期、そうした重層かつ複雑な状況が生まれていたことは注目すべきであろう。

1945（昭和 20）年の敗戦は、ヤマトと沖縄の間で決定的な差異をもってたち現れる。〈なまえ〉という問題に引きつけて考えるなら、沖縄における地上戦は、多くの戸籍台帳の焼失を引き起こした。このことは、敗戦直後の沖縄においては生活そのものに直結する問題となった。配給や、軍労務に係る台帳が求められたのである。そこで、1946（昭和 21）年 9 月、沖縄民政府は「臨時戸籍事務取扱要領」を通達し、「臨時戸籍」の整備を行う。この臨時戸籍は、応急的ないわば住民票的なものであった。この臨時戸籍編成時に、沖縄風の〈なまえ〉からヤマト風のそれへの「改姓」、「改名」が多発するのである。しかし、この臨時戸籍は、1953（昭和 28）年の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適応に際して、その不備を是正する必要を迫られる。同年 11 月には琉球

⁷ 比嘉春潮がまとめた沖縄姓 589 例中、1880 年以降読み方が変わっていないと考えられる姓は 70 例のみであるという。比嘉春潮「沖縄人の姓について」1961（昭和 36）年、ハワイ大学東西センター提出（『比嘉春潮全集 第三巻 文化・民俗篇』1971（昭和 46）年、沖縄タイムス社）。

政府により「戸籍整備法」が發布され、翌1954（昭和29）年3月～5月には臨時戸籍の訂正等が受け付けられた。しかし、ヤマト風への「改姓」「改名」はそのほとんどが訂正されることがなかった。また、この仮戸籍申告以降、「改姓」「改名」は家裁への申立を要する案件となる。にもかかわらず、「改姓」「改名」は後を絶たなかった。西原諄は1959（昭和34）年以降の戸籍関係の家裁への申立件数における氏名⁸名についての変更申立件数の割合をまとめているが、1959（昭和34）年の場合5,775件中、氏変更が1.8%、名変更が4.9%、1970（昭和45）年に至っても3,334件中、氏変更5.0%、名変更5.8%に上るとい⁹。「改姓」「改名」それもヤマト風へのそれという流れは、戦後も衰えることなく続いたのである。

しかし、この流れは1980年代において大きく変わる。今度はヤマト風の姓から沖縄風の姓への「改姓」（復姓）申立が続発するのである¹⁰。

こうした、敗戦直後から「本土復帰」までのヤマト風への「改姓」「改名」、復帰後の沖縄風への「改姓」「復姓」という流れをいかに理解すべきか。戦時体制下において進んだという統合化、皇民化という文脈においてのみ「改姓」「改名」を捉えんとするならば、それらの圧力が消えたであろう敗戦後の沖縄において進展した「改姓」「改名」を理解することは難しいといわざるを得ない。この問題について、現段階で多くを述べるのは難しいが、あえて述べるとするならば、戦後の「改姓」「改名」を引き起こしたのは、「改姓」「改名」そのものが戦前から内在させていた様々な動機（戦前・ヤマト・外地の記憶、差別への身構え、利便性の追求、近代化＝脱沖縄化＝ヤマト化への希求等々）の噴出によるものではないかということである。そして、その引き金となったのが、戦後の復員者、引揚者のもたらす情報、記憶であり、1920年代半ば以降沖縄の内外で急激に進んだヤマト、ヤマト人体験ではなかったか。

さらには、米軍軍政への絶望と抵抗がある。戦後の沖縄をめぐる社会運動は、1948年前後を境に「復帰論」へと旋回する。この時期の「改姓」「改名」をめぐる状況は大変興味深いものがある。そして、その先、「本土復帰」後の「改姓」（復姓）である。このことは「本土復帰」後に、ブームともなった「門中」探しや「シジタダシ」等の、いわばセルフアイデンティティの問題に関わるともいえるのではないだろうか。

以上のように、沖縄における〈なまえ〉、「改姓」「改名」は、沖縄近現代史の展開に強く係る存在であるということではできただろう。今後、資料的な蓄積、歴史的展開のさらに精密な分析を進めてゆきたい。

⁸ 戸籍法上、姓、苗字は「氏」と称される。

⁹ 西原諄「戸籍法制の変遷と問題点」（宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』1975（昭和50）年、東京大学出版会）。

¹⁰ 多和田真助「今昔ウチナー姓～1～」（『沖縄タイムス』1981（昭和56）年5月26日（10））、
「今晚の話題 ★名前」（『沖縄タイムス』1981（昭和56）年5月28日（1））。

第22回関西研究会

日時：2017年6月24日（日）13:00～17:00

場所：西宮市大学交流センターセミナー室2

<報告要旨>

誌上の祝祭へのアプローチ

— 雑誌『会館芸術』にみる大阪国際フェスティバルを準備した土壌 —

山本 美紀（奈良学園大学）

戦後初の大型国際音楽祭であった「大阪国際フェスティバル」は、何の裏付けもなく突然始まったのではない。そこには、大阪朝日会館の始まり（1926年）以来続く、メディアによる社会貢献・社会福祉活動を志向した芸術文化活動の前提があった。本発表は、拙著『音楽祭の戦後史』（白水社、2015年）で扱った大阪国際フェスティバルの前史でもある、朝日会館の芸術文化活動について、機関誌『会館芸術』を中心に報告したものである。

大阪国際フェスティバルの開催を朝日新聞社社主村山家に勧めたのは、音楽マネージャーであったアウセイ・ストロークである。彼の言動は『会館芸術』に度々掲載され、朝日会館と聴衆を結ぶ役割を果たしていた。『会館族』という言葉があったということからも、朝日会館には固定客が形成されてたことがわかる。つまり、朝日会館の積極的な聴衆への働きかけの積み重ねがなければ、大阪国際フェスティバルが継続可能な形をなし得なかったと考えられるのである。

朝日会館の運営主体である社団法人朝日新聞社会事業団の設立趣旨や、『会館芸術』さらには、子供向けの「アサヒカイカン・コドモの會」や『コドモの本』の記事などを見ると、高級な藝術を志向していたというよりは、娯楽として質の良い藝術を一般に提供していき、それによって社会へ利益還元し、貢献しようとしていたことがわかる。

東京大学を中心とした朝日会館に関する共同研究では、戦後の「労音」や「うたごえ」といった、大衆の組織化の方法論がここで実験されていたことがわかってきた。雑誌などのメディアを使い、具体的な場を不特定多数の読者とバーチャルに結ぶことによって固定客層を形成しようとするのは、フェイスブックやインスタグラムなどの現代では珍しいことではない。しかし戦前の、芸術活動が一般化していく初期の段階に、具体的な場を背景とした機関誌が、その活動を補完し、一種バーチャルな聴衆（観衆）共同体を形成することに成功していたことは、戦後の大衆文化形成に重要な示唆を与えるものである。

関西におけるうたごえ運動の展開過程

河西秀哉（神戸女学院大学）

本報告は、近年研究が進展してきた「うたごえ運動」について、その深化を目的としたものである。うたごえ運動に関する研究は、①史料の掘り起こし、②地域ごとの差異や特徴などを明らかにすること、③聞き取りの必要性という課題が存在する。本報告では、関西地方におけるうたごえ運動の展開過程を解明することで、そうした課題に接近した。

関西では、1948年8月に中央合唱団が大阪公演をし、それをきっかけに合唱団創設の動きが高まり、9月に関西合唱団が創設される。しかし逆コースの風潮によって活動はやや下火となった。しかし、1951年に大阪青年音楽協会が設立されると、幅広く人を集める方向性が目指されることになる。1952年6月の吹田事件をきっかけに、〈黄河大合唱〉の舞台形式での上演が企画され、より多くの人々を集めることに成功していく。そこで集まった人々が、関西合唱団の団員として、関西におけるうたごえ運動をリードしていくことになる。

関西ではほかに、京都や奈良、西宮などの各地でうたごえ合唱団が創設され、歌う人々が集っていく。その内容は多様であり、行政の社会教育課主催のイベントに出席したりするなど、サークルとしての意味を持つ合唱団も多かった。

また、大学が多い地域性との関連して、大学におけるうたごえ運動も盛んであった。その中には、地域のうたごえ合唱団との共存をいかに図るのか、学生運動との関係性、そしてうたごえ運動とは異なる合唱サークルとの差異など、うたごえ運動をめぐる様々な問題を抱える合唱団も多かった。

東京とは距離的に離れていたこともあり、必ずしもうたごえ運動の全体的な流れどおりに関西のうたごえ運動は展開していなかった。その独自性は、1950年代から顕著にあらわれていたと思われる。

第23回関西研究会

日時：2017年11月18日（土）14:00～17:00

場所：西宮市大学交流センターセミナー室2

口述資料と歴史叙述をめぐって

人見佐知子氏（岐阜大学）

本報告は、①報告者の聞き取り、オーラル・ヒストリーの経験をふまえて、②口述資料の特質と、③口述資料をもちいた歴史叙述の方法を検討することをとおして、オーラル・ヒストリーが照射する歴史学のもつ学問的な特徴を考えることを目的とした。

まず、報告者が参加した研究プロジェクト（甲南大学人間科学研究所による〈戦争の子ども〉についての共同研究）の概要について、(1)子ども時代の戦争体験についてのインタビューおよびアンケート調査、(2)歴史研究者を中心とする疎開体験調査、(3)ITT（自伝制作）によるトラウマ治療をそれぞれ紹介した。本研究プロジェクトの特徴として、歴史学研究者と心理学研究者の協働のなかでその対比や相補性の検討がすすめられたこと、オーラル・ヒストリーについての理論的・方法論的な考察が深められたことなどがあげられる。

その一環として本報告は、口述資料の特質について、口述資料の生成過程に注目して考察した。すなわち、社会学における口述資料についての理論的検討をふまえて、口述資料の構築的な生成過程を明らかにすることが歴史的事実の解明につながることを、文字資料における史料批判の手順・方法との比較から指摘した。

次に、具体的な関係性のなかで生成される口述資料をもちいた歴史叙述は、どうあるべきかについて検討した。具体的には、口述資料による歴史叙述を考えるために示唆的な、近年における注目すべき二つのオーラル・ヒストリーを紹介し、これまでのオーラル・ヒストリーと比較しながらその特徴を指摘した。

また、歴史叙述と密接にかかわる問題として、オーラル・ヒストリーにおける仮名／実名の問題についても検討した。歴史学が実名にこだわる背景に、研究の厳密性・正確性・検証可能性にくわえて、個別の生をきた個人の営みと尊厳をいかに叙述するかという歴史学の学問としての固有の意義・特徴があることに言及した。

なお、本報告は2017年9月3日の日本オーラル・ヒストリー学会での報告をもとに構成したものであることをお断りしておきたい。また、研究会当日は、貴重なご意見・ご批判をいただいた。ここに記して感謝の意を表すとともに、今後の研究に反映していきたいと思う。

第24回関西研究会

日時：2018年3月9日（土）13:30～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1401

青少年とセクシュアリティ

不純異性交遊の誕生から「純愛コンビ」の流行まで

中山良子（和歌山工業高等専門学校）

戦時期の青少年を対象とする先行研究は、青少年という枠組みは該当期の政策を反映しており、普遍的な定義が存在しないことを示す。占領期から東京オリンピック（1964年）にかけても、青少年と呼ばれる人々を対象とする政策群が進められていた。報告

では当時の国による治安の維持という営為を押さえつつ、〈青少年〉概念の構築を解明することを試みた。

また青少年の管理が言及される際、問題とみなされる行為となる、セクシュアリティに着目した。警察・政策による青少年の規範・逸脱双方を含むセクシュアリティへの言及は、青少年とはかくあるべきものである、とする概念を構築し、かつ論争を引き起こす火種となる。

さらに青少年の表象そのものもまた、〈青少年〉の構築に深く関わる。例えば 1960 年代前半、映画には「純愛コンビ」のように純潔なセクシュアリティを生きる青少年が描かれていた。戦後の映画規制の展開を踏まえるならば、それらの映画の登場は、青少年とはかくあるべきだという議論と無縁には存在しない。

占領期、警察は私娼の取締と交差する場面において、不純異性交遊あるいは桃色遊戯として青少年とみなされる人々のセクシュアリティを暴露した。暴露されたセクシュアリティは、映画に描かれ、批判の対象となり、映画の悪影響論と共に問題化された。1956 年「映画の影響を受けた」太陽族が新聞記事に表れるが、それは 1954 年の警察法の制定以来の、警察による暴力対策の昂進を反映したものである。浅沼稻次郎刺殺事件を経て、青少年と暴力の切り離しが進められ、映画には暴力から切り離された、青少年の適切な表象、適切なセクシュアリティとしての「純愛コンビ」が生まれる。

議論においては、結局のところ青少年とは何なのか、ということが繰り返され問われた。むしろ〈青少年〉とは政策そのものであり、その概念が該当期の統治を反映、変節しながら、形作られていく過程こそが確認できたといえる。

三線に積み重なる価値と人間関係

栗山新也（日本学術振興会特別研究員）

本報告では、沖縄、大阪、ハワイなどの地域を行き交う沖縄の伝統楽器・三線を対象にして、(i) 三線がどのような人間関係でやり取りされてきたのか、(ii) 一丁の三線をめぐっていかなる意味や価値が付与されてきたのかを明らかにした。

最初に、移民が携行することでハワイに渡り、のちに沖縄に戻ってきた「里帰り」三線に着目した。ハワイの三線が沖縄に帰還するまでの過程をたどってみると、三線は親族や師弟といった顔なじみの関係のなかでやり取りされており、そこでは同じ一丁の三線をめぐって文化財的価値、楽器としての実用性、珍しさ、形見の品などの多様な価値が付与されてきたことが明らかになった。三線は演奏用の楽器としての使用価値が見出される場合と、楽器としては使用せず所有することに自体に価値が見出され

る場合とがある。「里帰り」三線の事例では、沖縄に戻ってきた後、飾られたり、博物館に寄贈されたりして使用価値が見出されなく場合もあるが、一方で楽器として演奏されている場合もある。どちらが価値として重視されるかについては、三線の所有者や取り巻く人々の意向（所有者が演奏に使用してこそ意味を成すと考えているなど）や演奏活動の有無、三線にたいする社会的な価値観の推移（文化財指定など）といった多様な要因が影響しているとみられる。

次に、大阪で継承されている三線に着目した。三線が継承される過程では、三線に対して様々な価値が付与されていた。具体的には、演奏用の楽器としてだけでなく、お礼や感謝の意が込められたモノ、記念品、誰それが演奏した、形見の品などの価値基準が存在した。さらに三線が人から人へと渡ることによって、楽器としての実用的価値から記念品的価値、関係性の象徴的価値へと価値付けが推移する事例がみられた。こうした価値付けの変化には、譲渡された経緯や、現在の所有者と前の所有者との人間関係が大きく反映されていた。三線の価値は、固定的・一義的なものではなく、継承の過程で推移し、積み重なっていくものであることが明らかになった。形見の品、誰それから譲り受けた三線といったように、三線が持つ関係の象徴的価値は、どの事例の所有者においても重要視されていた。三線が象徴する人間関係のありように着目すると、三線は前の所有者との関係を象徴するだけでなく、長期にわたって三線を継承してきた人々の関係の連なりを蓄積し、過去に三線を継承してきた人々の関係を想像させる媒体として機能していた。

三線に積み重なった人間関係の「履歴」こそが、楽器としての実用性よりも重視される場所に、楽器として、あるいはモノとしての三線の特徴があらわれているのではないだろうか。

第 42 回定例研究会

日時：2017 年 7 月 22 日（土）14:00～18:00

場所：早稲田大学早稲田キャンパス 11 号館 708 教室

< 報告要旨 >

解放直後の在日朝鮮人女性運動と新朝鮮建設の課題

－「在日本朝鮮民主女性同盟」結成過程を中心に－

李玲実（東京外国語大学大学院）

1 はじめに－本報告の目的と問題関心、先行研究、研究方法について－

日本の朝鮮植民地支配によって朝鮮人農民は土地から引き剥がされ、日本の資本主義発展に必要な被差別労働者として使役された。数多くの朝鮮人は日本や中国東北部などに渡り、その過程に、家族は離散を経験した。1920 年代後半からは、日本に先に渡航した者は家族を呼び寄せて、あるいは婚姻によって新たに日本で家族を形成した者が増加するが、最低最悪の労働条件で働く朝鮮人は、飯場から飯場を転々とする過程で家族と音信不通になったり、過度の貧困により家族存続の危機に直面したりすることがあった。さらに、朝鮮解放後には、日本と朝鮮半島間の往来は「遮断」されて、朝鮮人は家族崩壊の脅威にさらされ続けた。このような状況下で、解放直後に在日朝鮮人女性運動が組織されるのだが、女性運動団体は家族問題に大きな関心を持って展開された。本報告では、1945 年 8 月 15 日の朝鮮解放から、1947 年 10 月の在日本朝鮮民主女性同盟結成大会までの時期を中心に、在日朝鮮人女性運動の結成過程と運動課題、活動内容について報告を行った。

先行研究を見ると、まず在日朝鮮人運動史研究では、1980 年代末の朴慶植の研究以降、「祖国」と在日朝鮮人との関わりや、民族団体と民衆の関係性をめぐる議論など、様々な論点が提示された。鄭榮桓は、それらの論点を取り上げ、運動史と政策史の観点から、解放後の日本の朝鮮人支配構造の再編過程の解明や、活動家層という分析軸を取り入れた運動の実態把握、「二重の課題」検討を行った¹。ただし、これらの研究で女性運動については部分的な言及にとどまっており、本報告では女性解放の立場から唱えられた在日朝鮮人女性運動団体による民族団体への問題提起がいかなるものであったのかを検討することで、より豊かな運動史を示すことを試みた。また、在日朝鮮人女性史研究では、宋連玉によって在日朝鮮人女性が「戦前戦後の混乱により高じた家族離散、家族崩壊」を背景として、家族問題に関心を寄せたこと、しかし「組織や家庭の女性差別と闘う以前に、在日朝鮮人全体の生命を脅かす政治的暴圧と戦うことが要求されたし、女性自らも組織・家庭内の性差別をディレンマとして抱え込みながら、

¹ 鄭榮桓『朝鮮独立への隘路－在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局、2013 年。

『日帝』『米帝』の同盟された国家暴力から生活防衛をしなければならなかった²⁾ことが指摘されている。在日本朝鮮民主女生同盟（以下、「女同」）が結成される時期は、在日朝鮮人民族団体の建国路線が確立されていった時期であったことから、本報告では、新国家建設という解放後の在日朝鮮人運動の最大目標との関係から女性運動の論理について検討し、解放後に在日朝鮮人女性が関心を寄せた家族問題が運動によっていかに位置付けられていたのかを明らかにすることを目的とした。

本報告では、資料分析と聞き取り調査を主な研究方法とした。解放直後の在日朝鮮人女性運動の動向を把握するために、ゴードン・W・プランゲ文庫所蔵の在日朝鮮人刊行の新聞資料と既刊の資料集を中心に、資料分析を行った。とりわけ、既存の在日朝鮮人運動史研究ではあまり触れられてこなかった在日朝鮮人女性たちの運動参加の主眼的動機を描き出すために、女性運動側の資料や女性活動家の言説、回想録、聞き取り調査の成果などを多く用いた。

2 在日朝鮮人運動の結成過程について

ここでは運動の組織過程とその担い手、活動家について論じた。朝連婦女部は、1946年1月31日から2月1日まで開催された朝連第4回中央委員会でその設置が正式に決定され、日本各地の朝連本部、支部に婦女部が設置されていった。同年8月の朝連第7回中央委員会では女性単一の団体の必要性が議論され、「在日本朝鮮婦女同盟（仮称）」（以下、「婦同」）の結成が進められた。そして、1947年10月には日本各地の婦同を統括する中央組織の結成大会が催され、団体名を婦同から女同へと改称して、約11万人の女性を網羅する女同が結成された。本報告では、解放直後に在日朝鮮人によって刊行された新聞資料をもとに、婦同が、朝連の大衆化路線の方針に応じて、分会→支部→中央本部という下からの組織化が図られたことを明らかにした。

運動を中心に牽引した女性活動家は10代後半から30代までの比較的若い女性であった。運動経験をほとんど持たない女性活動家たちは、短期講習会や、女性活動家養成のための学校である朝連洋裁学院で、活動家として必要な知識と技能を学んだ。本報告では、運動参加者及び運動への動員対象者の7、8割が「家庭婦人」（既婚女性）であったため、日々の生活や家族を取り巻く問題へ着手することが運動の主な活動内容となり、女性活動家の中でも家庭生活の経験が豊富な女性が信頼を集めたことを確認した。さらに、女性活動家が新朝鮮建設という運動の課題を単に女性大衆に訴えるのではなく、日々の生活難に苦しむ女性大衆の現状を踏まえて、新朝鮮建設の必要性を訴えかけるなど、女性活動家を媒介とした運動の展開の様相について明らかにした。

²⁾ 宋連玉「在日朝鮮人女性にとっての戦後30年」『歴史学研究』第807号、2005年。

3 女性運動の課題と「蓄妾」問題への取り組み

次に当該時期の在日朝鮮人女性運動団体が掲げた課題と、その具体的な取り組みについて検討した。女性運動の課題については、当時の女性活動家の言説分析と婦同栃木結成大会で議論された婦同の宣言文の分析を行った。その結果、婦同（後に「女同」）には二つの課題、すなわち、第一に本国朝鮮の女性運動が目標とした「女性解放」のための「進歩的民主主義国家建設」という課題と、第二に日本における在日朝鮮人の財産と生活権の擁護という課題があったこと明らかになった。既存の在日朝鮮人史研究で、朝鮮半島における新国家建設が植民地解放直後の在日朝鮮人運動の大きな動機となっていたことは論じられてきたが、本報告では初めて、在日朝鮮人女性運動と新朝鮮建設との関わりについて実証的に論じた。

「進歩的民主主義」の実現に向けて、婦同が取り組んだ問題の一つに、「蓄妾」者を朝連の役員に登用することに対して抗議を行ったことをあげられる。植民地期から解放直後にかけて、家族崩壊の脅威に晒され続けた朝鮮人女性にとって、朝鮮人男性が本妻以外の女性と内縁関係になること、当時の運動の言葉を用いると「蓄妾」は悩みの種であった。婦同大阪は、1947年5月に開催された朝連大阪本部臨時大会で、「蓄妾」をしていた朝鮮人男性が副委員長に当選したことを受けて、「妾を持つ者」が朝連の幹部に就任することに対して「女性解放」の立場を表明して抗議を行った。当時の在日朝鮮人女性が社会的経済的条件によって個人で声を上げることが困難であった状況を鑑みると、婦同が「蓄妾」を問題化したことは画期的なことであった。そして、「蓄妾」を反対する活動は、大阪のみならず、東京、そして朝連の全国大会でも取り上げられるようになり、「蓄妾」問題への取り組みは「進歩的民主主義家庭建設」へ向けた取り組みであると位置付けられた。つまり、「蓄妾」問題に対する婦同の取り組みは、女性大衆の抱える悩みを克服する女性たちの実践活動であったと同時に、それは、本国の女性運動が目標とする進歩的民主主義を実現する過程であったと言えよう。

以上のように、本報告では、解放直後の婦同（のちの女同）は朝鮮民族が女性解放を実現する「進歩的民主主義」国家の建設することを目指し、日本におけるその具体的な実践として、朝鮮人男性の「蓄妾」問題に取り組んだということを明らかにした。

朝鮮戦争期の日系アメリカ人兵士：

日本と朝鮮半島における従軍経験から見る日系二世のエスニック・アイデンティティ

竹田安裕子（東京大学大学院）

はじめに

本報告では、朝鮮戦争期に米軍へ従軍した日系アメリカ人二世の従軍経験に焦点を

当てた。朝鮮戦争期には、少なくとも約5千人以上の日系アメリカ人（以後、日系人とする）が米軍に従軍したといわれている（日系朝鮮戦争退役軍人団体「JAKWV」等より）。その中には米国生まれの二世が多く含まれていた。当時10代後半から20代の彼らにとって、朝鮮戦争が勃発した1950年代は、米国社会で自らのキャリアを築き上げる重要な時期であった。特に、米国西海岸地域出身の日系人は、第二次世界大戦中に日系であることを理由として強制収容所へ移送された。戦後、収容所から解放された日系人は、反日感情や人種差別の根強い米国主流社会で一から生活を再建しなければならない状況であった。

米軍に従軍した日系二世兵士のなかには、日本やその旧植民地支配を受けた朝鮮半島に駐留した者も多かった。本研究は、彼らが現地での軍務経験を通していかにアメリカ人としての地位とアイデンティティを形成していったのかを論点とし、彼らの従軍を通じた「アメリカニゼーション」の検討を行った。「アメリカニゼーション」という言葉は、移民史研究者などの間で批判的に捉えられてきた。なぜなら、「アメリカニゼーション」は、白人（WASP）が移民に対して自らの社会に一方向的に同化するよう強いるニュアンスを含んでいる、とされてきたからである¹。本論文もこの批判を認めつつ、日系二世の従軍を通じた「アメリカニゼーション」の意味を再考する目的でこの言葉を用いる。

従来の日系アメリカ人史では、日系二世が日本への文化的・民族的つながりを自ら否定し、積極的に白人主流社会に同化しようとした、という言説が前提となる傾向があった。この一方向的なアメリカニゼーションの語りは、特に第二次世界大戦後、二世のコミュニティ指導者たちによって広められた²。また、日系人強制収容の不当性や日系人への人種差別を訴える上で、多くの日系史研究者もこの語りを強調してきた³。しかし、日系アメリカ人のリドレス運動がピークに達した1980年代後半以降、新たな研究の流れができた。この比較的近年の日系史では、日系二世のアメリカニゼーションは単なる同化主義ではなく、彼らのアイデンティティは多様で複雑であるとして、従来のナラティブの修正を試みている⁴。

本研究はこの近年の研究を基盤として、従軍を通じた二世の「アメリカニゼーション」について再考することを目的とする。朝鮮戦争期の日系兵士は、近年まで注目を

¹ Eileen H. Tamura, *Americanization, Acculturation, and Ethnic Identity: The Nisei Generation in Hawaii* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1994).

² Bill Hosokawa, *Nisei: The Quiet Americans* (New York: W. Morrow, 1969).

³ 例えば、Roger Daniels, *Concentration Camps, North America: Japanese in the United States and Canada during World War II* (Malabar, Florida: Krieger Publishing, 1981); 竹沢泰子、『日系アメリカ人のエスニシティ：強制収容と補償運動による変遷』東京大学出版会、1994年。

⁴ 代表的な研究では、Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924* (New York: Free Press, 1988); Eiichiro Azuma, *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America* (Oxford: Oxford University Press, 2005).

浴びてこなかった。その理由として、朝鮮戦争自体の歴史が米国社会において語られることが比較的少ないことが挙げられる。また、二世兵士といえば、甚大な犠牲を払いながら愛国心を証明した第二次世界大戦中の二世部隊が注目されがちであることも大きな理由である。従軍を通した「アメリカニゼーション」を再考するためには、前線での戦闘体験だけに焦点を当てるのではなく、より多角的な視野から兵役期間中の経験を見ていくことが必要である。本研究の結論として、朝鮮戦争期の日系二世は従軍を通して、日系としてのアイデンティティを強めながら、アメリカニゼーションを進めていったことを論じる。つまり、日系二世のアメリカニゼーションは、時には積極的に日系であることを受け入れ活用していくような、柔軟で流動的なものであったといえる。

本報告は、彼ら日系二世兵士の米軍内での役割と、軍務外の現地の人々との交流経験の二章に分かれている。研究方法としては、ロサンゼルス在住の日系退役軍人への聞き取り調査や、彼らの自伝・回顧録、米軍各諜報部隊の史料や日系コミュニティ新聞などの分析を行った。彼らは朝鮮戦争期に米軍に従軍していた二世であり、その多くは前線での戦闘経験が少なく、日本と朝鮮半島で様々な軍務についていた。

第一章：二世の日系エスニシティと軍事的役割

第一章では、日系二世が米軍の中で日本語を使う「語学兵」としての役割を担っていたことに焦点を当てた。数十年にわたり旧日本支配下にあった朝鮮半島では、米軍は朝鮮人との意思疎通に日本語を利用しようとした。そのため多くの日系二世は日本語を使って、韓国軍と米軍とのコミュニケーションの仲介や、北朝鮮軍捕虜の尋問などに携わった。二世が語学兵としての役割を担った大きな前例として、第二次世界大戦中の MIS 二世が挙げられる。同戦争では約 6 千人の二世が陸軍諜報部 (Military Intelligence Service, MIS) に所属し、太平洋戦線で対日本軍の諜報活動を行った。彼らの多くは幼少期に日本で教育を受けて戦前に米国へ戻った「帰米」であり、日本語能力及び日本への知識を活かしながら敵国文書の解読や日本軍捕虜の尋問などに携わった。

1948 年の大統領行政命令 9981 号により、朝鮮戦争期になると米軍内での人種統合が促されていた。黒人兵の人種隔離がまだまだ続く一方、日系部隊が編成されることはなかった。しかし、人種の統合された部隊で多様な軍務を担いつつも、MIS などの諜報部隊には再び多くの日系人が所属していた。なぜなら、米軍にとって二世は、朝鮮人とアメリカ兵とのコミュニケーションを仲介する便利で信頼性のある人材だったからである。同戦争時には二世部隊は編成されなかったため、二世の軍務内容を公文書から特定することは難しい。ただし、朝鮮戦争当時の議会公聴会資料および米軍諜

報部の一部の史料からは、大勢の日系二世が朝鮮語・中国語の語学要員とともに捕虜の尋問などの諜報活動を行っていたことが示されている。

二世兵士の個々人の経験からは、諜報活動だけでなく、あらゆる場面で米軍が彼らに日本語能力を求めていたことがわかった。また、日本語をほとんど話すことのできない二世に対しても、米軍が日本語能力を期待していた。彼らの話からは、米軍が二世を「日系」であることを基準に、何かしら日本や日本語に関して知っているのではないかと推測し依存していたことが伺える。米軍の二世に対する「語学兵」としての期待は、彼らが日系であるということを強調した。そして、自らの民族的背景を積極的に活用することで、米軍に貢献するよう促すものであった。したがって、二世兵士にとって、日系エスニシティはアメリカニゼーションを進める上で重要なものであったといえる。

第二章：日本と朝鮮半島における軍務を超えた駐留経験

第二章では、二世兵士の話をもとに、彼らの日本と朝鮮半島における日常の経験について分析した。第二次世界大戦直後の日本占領初期には、多くの二世が米軍に従軍していた。彼らは戦時中日系であることを理由に米軍から忠誠心を疑われていたため、日本人に対して複雑な感情を持つ者もいた。なかには、自らと日本人との差異化を図るために、日本人に対する暴力的なふるまいをする者もいた。しかし朝鮮戦争期には、反共主義の拡大によって、二世はもはや日本人との差異化を強調することでアメリカに忠誠心を示す必要性を感じなくなっていた。また、米国社会では日系人及び日本人に対し「日系」を賞賛する風潮も出てきていた。そのような社会的・国際的変化のなか、朝鮮戦争期に日本へ派遣された多くの二世は、積極的に現地の人々との交流を深めていった。日本人の文化や慣習を学ぶとともに、第二次世界大戦による同国の荒廃を目の当たりにした。二世の多くは日本人の親族を訪問し、日本とのつながりを強め、また同時に日本人と自らの差異からアメリカ人としてのアイデンティティも確認していった。

二世の中には、朝鮮半島で現地の人々と日本語を使いながら意思疎通を図っていた者もいた。彼らは韓国軍人や米軍基地内で働く軍属、また地域住民などと交流した。わずか数年前まで日本の植民地支配が続いていた背景から、二世は現地人からの反日感情に直面する可能性もあった。しかし、本章で取り上げた二世の多くは少なくとも表面的には友好的な関係を築いていた。その理由として考えられるのは、二世が日本語を話すことができ、それが英語よりも日本語を得意とする朝鮮人にとっては他のアメリカ兵よりも身近な存在に感じたことが挙げられる。また同時に、二世が米軍の軍服を着ていることが、朝鮮人の旧支配者である日本人との違いを表していたことも作用

していると考えられる。したがって、二世は朝鮮人との交流を通して、日系アイデンティティを確認しながら、同時に自らがアメリカ兵であるということも再認識していったのである。

まとめ

朝鮮戦争から帰還した日系兵士の多くは、除隊後に GI ビルを活用し、多様なキャリアを築いていった。彼らは他の日系人のように、アメリカ社会から「モデル・マイノリティ」と呼ばれ、中流階級の社会的地位を獲得していった。1996年、日系及びアメリカ社会全体から忘れられてきた、朝鮮戦争の戦死者を記憶するために、日系退役軍人が集結した。そして彼らは **Japanese American Korean War Veterans**

(JAKWV) を結成し、ロサンゼルス・リトルトーキョー及び韓国・臨津閣に記念碑を設立した。また、韓国・日本の巡礼ツアーを実施するなど、今日に至るまで朝鮮戦争の従軍経験を記憶している。

本報告では、日系二世が朝鮮戦争期の従軍を通して、日系であることを自ら受け入れ積極的に活用することで、自らのアメリカニゼーションを推し進めていったことを論じた。今後の課題としては、日系女性や他のアジア系アメリカ人の従軍経験にも着目し、比較分析を行う必要性が挙げられる。また、日本・朝鮮半島現地の人々からの視点をふまえることも、重要な研究課題である。

編集後記

本号は、発行が当初の予定より大幅に遅れてしまった。同時代史学会会員の皆様、締め切り通りに原稿を提出していただいた筆者の方々、そして投稿依頼者への連絡の不手際により、発行直前となったの突然の投稿依頼に関して、先ずはお詫びをしなければならない。

言い訳がましくなるが、この遅れのため、重要な告知を同封できることとなった。2018年度大会 自由論題報告者の募集、そして現代史サマーセミナーの告知である。今回は関西で開かれる初の大会であり、関西研究会の活発な活動を反映した自由論題報告もうかがえることと期待している。

また後者は、エクスカッションを含んだ興味深いプログラムとなっている。先日あるところで、現代史サマーセミナーの思い出話で盛り上がった。今から三十年ほど前に初参加したサマーセミナーは、私にとっては活字の上のみで知る先生達と直接にお話ができる機会であったとともに、他大学の院生、学部生との交流の場所であった。その交流は、現在に至るまで続いている。その意味で、現在の院生、学部生の方々にとっても意義深いイベントとなると思う。

このあとがきを記している最中に、静岡地裁の再審開始決定を取り消し、東京高裁は袴田事件再審請求棄却のニュースが飛び込んできた。本号には大会自由論題報告要旨『袴田事件』における冤罪被害者への救援運動」が掲載されている。「救援運動を担った人の運動参加の原動力」を探求する論考である。弁護側は最高裁に特別抗告することのことだが、あらためて長期の裁判となるかも知れない。救援運動も今後も継続されていくであろう。「国家権力による人権侵害」への対抗軸を示す様々の運動のあり方に関し、本要旨から示唆されたことは多い。

現在進行形の出来事と密接に関連する論考が、今号も多く所収できた。同時代史学会の性格を示した News Letter となった。 (岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第31号

発行日 2018年6月15日

連絡先：〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117

国立歴史民俗博物館 原山浩介気付

harayama@rekihaku.ac.jp